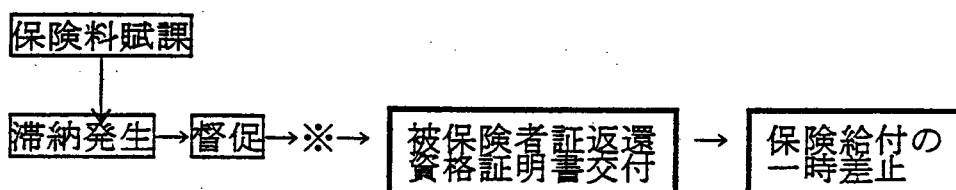


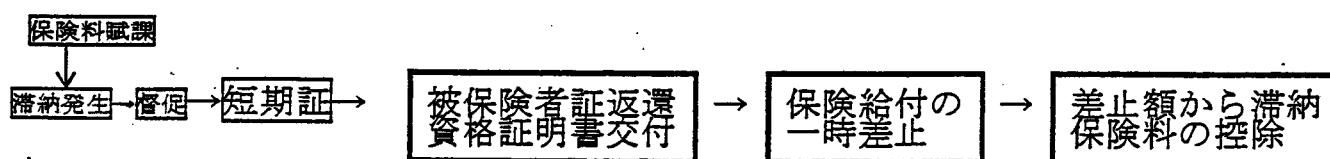
## 介護保険制度施行後の国保における滞納者対策

現 行	介護導入後
○ 保険者の裁量により、被保険者証の返還・資格証明書の交付	→納期限から一定期間経過後なお滞納がある場合→証返還・資格証交付(義務)
○ 保険者の裁量により、保険給付の支払の一時差止	→納期限から一定期間経過後なお滞納がある場合→保険給付の一時差止(義務) 一時差止を行ってもなお滞納している場合→差止額から保険料額控除(擬)

### 【現 行】



### 【介護保険制度導入後】



- ・ <納期限から1年間滞納※>
- ・ <納期限から1年6月間滞納※>

### 納期限

※

- ① 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと
- ② 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- ③ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと

等の特別な事情により保険料(税)を納付することができないと認められる場合は除く。

保 発 第 1 6 0 号  
庁 保 発 第 3 4 号  
平成 11 年 11 月 24 日

都道府県知事 殿

厚生省 保険局長  
社会保険庁 運営部長

介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等による健康保険法施行令等の一部改正について（抄）

介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）については、平成9年12月17日をもって公布されたところであり、その施行については、同年12月26日付け厚生省発老第103号により通知されたところである。

今般、介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年9月3日政令第262号）及び介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成11年11月1日厚生省令第91号）が制定されたところであるが、健康保険、船員保険及び国民健康保険に関する改正の趣旨及び内容は、次のとおりであるので、その実施に遺憾のないよう配慮されたい。

なお、被保険者、事業主、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合その他の関係者に対し、改正内容等の周知指導方につき格段の御配慮を願いたい。

おって、この通知においては、改正後の健康保険法施行令を「健保令」と、同施行規則を「健保規則」と、改正後の船員保険法施行令を「船保令」と、同施行規則を「船保規則」と、改正後の国民健康保険法施行令を「国保令」と、同施行規則を「国保規則」と、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令を「整備省令」とそれぞれ略称する。

### 第三 国民健康保険関係

#### 1 保険料（税）に関する事項

##### (1) 市町村の保険料の賦課に関する基準

国民健康保険料の徴収目的として介護納付金の納付に要する費用が加えられ、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護納付金賦課被保険者（第2号被保険者である被保険者をいう。以下同じ。）について賦課することとされたことに伴い、次のとおり市町村の保険料の賦課に関する基準について整備が行われたこと（国保令第29条の5）。

(7) 保険料の賦課額を、国民健康保険の被保険者について算定した国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための賦課額（以下「基礎賦課額」という。）と介護納付金賦課被保険者について算定した介護納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）の合算額とされたこと（同条第1項）。

(イ) 一般被保険者及び退職被保険者等に係る基礎賦課額の賦課基準は現行と同様とした上で、所要の規定の整備が行われたこと（同条第2項及び第3項）。

(ウ) 介護納付金賦課総額は、介護納付金の納付に要する費用の額から介護納付金の納付に要する費用に係る国庫負担金等の収入を控除した額を基準として算定することとされたこと（同条第4項第1号）。

(エ) 上記ウの他の介護納付金賦課額の賦課に関する基準については、一般被保険者に係る基礎賦課額と同様の規定が整備されたこと（同条第4項）。なお、介護納付金賦課総額の按分方式や賦課割合については、基礎賦課総額と異なるものとする 것도できることに留意されたいこと。

(オ) 基礎賦課額及び介護納付金賦課額の限度額は、それぞれ別個に設定することとし、具体的な金額については、別に政令で定めることとされたこと（同条第2項第11号、第3項第6号及び第4項第9号）。

なお、今回の改正により平成12年度の基礎賦課額の限度額を定めたものではないことに留意されたいこと。

(カ) 保険料の減額賦課に関する基準は、減額対象を基礎賦課額及び介護納付金賦課額それぞれの被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とされ、適用すべき減額割合は、基礎賦課総額の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の基礎賦課総額に対する割合に応じたものとする とされたこと（同条第5項）。

## (2) 保険料（税）滞納者に対する措置に関する事項

被保険者資格証明書の交付、保険給付の支払の一時差止の義務化及び保険給付の支払の一時差止に係る保険給付の額からの滞納保険料（税）額の控除制度が創設されたことに伴い、次のとおり、要件、手続等についての規定が整備されたこと。

(7) 災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き被保険者証の返還を求めるものとする保険料（税）の滞納期間は1年間とされたこと（国保規則第5条の6）。

(イ) 保険者は、被保険者証の返還を求めるに当たっては、被保険者証の返還を求める旨及び被保険者証の返還先及び返還期限について、あらかじめ書面により通知しなければならないこととされたこと（国保規則第5条の7）。

(ウ) 災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする保険料（税）の滞納

期間は1年6月間とされたこと（国保規則第32条の2）。

(イ) 保険者は、一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料（税）額を控除するに当たっては、一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除する旨、一時差止に係る保険給付の額、控除する滞納額及び滞納額に係る納期限について、あらかじめ書面により通知しなければならないこととされたこと（国保規則第32条の5）。

(オ) 保険者は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができるが、その期日を定めるに当たり、保険料（税）を滞納している世帯主に係る被保険者証につき通例定める期日より前の期日を定めることができることとされたこと（国保規則第7条の2第2項）。

なお、いわゆる短期被保険者証の交付が、この改正により初めて可能となる趣旨ではなく、新設された第2項は入念的な規定であることに留意されたい。

## 2 保険者に関する事項

(1) 市町村の国民健康保険特別会計の事業勘定の歳出に介護納付金という款が加えられたこと（国保規則第16条）。

(2) 国民健康保険組合の特別積立金の積立額の算定に当たって、介護納付金も含めることとされたこと（国保令第19条）。

(3) 国民健康保険組合の準備金の積立額の算定に当たって介護納付金も含めることとされ、準備金の使途に介護納付金の納付も含めることとされたこと（国保令第20条）。

## 3 届出に関する事項

(1) 被保険者が、国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定（以下「住所地特例」という。）の適用を受けるに至ったとき、同項の適用を受けるに至った際に措置入所等していた介護保険施設等から継続して他の介護保険施設等に措置入所等をするによりそれぞれの介護保険施設等の所在する場所に順次住所を変更したとき、及び住所地特例の適用を受けなくなったときは、世帯主は、14日以内に必要な事項を記載した届書を市町村に提出しなければならないこととしたこと（国保規則第5条の2第1項及び第2項）。

(2) 40歳以上65歳未満の被保険者が、介護保険法施行法第11条第1項の規定の適用を受けるに至ったとき又は同項の規定の適用を受けなくなったときは、世帯主又は組合員は、14日以内に必要な事項を記載した届書を保険者に提出しなければならないこととしたこと（国保規則第5条の4第1項及び第2項）。

## 4 その他の事項

(1) 被保険者証の返還に係る改正に伴い、被保険者証の様式について所要の整備が行われたこと（国保規則様式第1、様式第1の2、様式第9、第10及び様式第10の2）。

なお、改正前の様式による被保険者証は、当分の間、改正後の様式によるものとみなすこと（整備省令附則第17条第1項）。

(2) 罰金の額の改正に伴い、検査証の様式について所要の整備が行われたこと（国保規則様式第3から第8まで）。

なお、平成12年4月1日において現に交付されている検査証は、改正後の様式によるものとみなすこと（整備省令附則第17条第2項）。

(3) その他所要の規定の整備が行われたこと。

○平成七年（才）第七五二号 最高裁判決（平成7年6月20日）

判 決

右当事者間の大阪高等裁判所平成五年（ネ）第五六五号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成六年四月二八日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申し立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。  
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

（略）

○平成五年（ネ）第五六五号大阪高等裁判所判決（平成6年4月28日）

（原審 神戸地方裁判所平成三年（ワ）第一一二九号）  
（平成5年2月16日）

判決主文

- 一 本件控訴及び当審において拡張された控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。

理 由

当裁判所も、控訴人の本件請求を棄却すべきものと判断するが、その理由は、以下に付加するほかは、現判決の記載のとおりであるから、これを引用する。  
（以下 略）

## 神戸市国民健康保険被保険者証（短期証）に関する訴訟の概要

(1)原告－須磨区被保険者

(2)被告－神戸市，兵庫県

(3)請求の趣旨

- ①「被告らは各自連帯して原告に20万円を支払え。」
- ②「訴訟費用は被告の負担とする。」

※昭和63年7月 保険証（短期証）窓口交付

(4)提訴年月日

平成3年7月29日 神戸市及び兵庫県を被告として，損害賠償請求を神戸地方裁判所に提訴

(5)判決言渡（神戸地裁）

平成5年2月16日

- ①「原告の請求を棄却する。」
- ②「訴訟費用は原告の負担とする。」
- ③判決理由（骨子）

「国保法その他の関係法令には，被保険者証の交付や更新に関する規定はあるものの，被保険者証の有効期限やその交付方法に関する特段の規定は存在しておらず，従って，規定のない事項については，保険者の合理的な裁量に委ねられているものと解するのが相当である。従って，被告が原告に対して短期証を交付したからといって直ちにそれが違法になるわけではなく，右短期証の交付が合理的な裁量の範囲を逸脱したと評価される場合に初めて違法になると解するのが相当である。

国民健康保険制度は，被保険者の納める保険料と国からの補助金等を財源として，被保険者相互間の相互扶助によって成り立っている社会保険制度であるから，被保険者は保険給付を受ける権利を有すると共に，応分の負担義務を負っているというべきであり，他方，保険者たる自治体は国民健康保険事業を運営するに当たり，被保険者間の負担の公平を確保し，その健全な運営を維持するために適正な保険料の徴収を行う必要があるというべきである。そうすると右目的達成の一手段として，必要に応じて短期証を交付し，その更新の機会をとらえて未納保険料の納付指導を行うことには十分な合理性があるといえることができる。」

「本件の事実を総合すると，被告が，原告の滞納保険料の納付指導を行うべく短期証を交付し，又はこれを交付しようとしたことは，保険者としての合理的な裁量の範囲内の行為であるというべきであり，従って，被告が原告に対して短期証を交付し，あるいはこれを交付しようとしたことには何等違法はない。」